

公共工事設計労務単価をめぐる諸課題と取り組みについて

国土交通省総合政策局
建設市場整備課

1 はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、所管する公共事業等の建設工事に従事した労働者の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定しています。

ここでは、平成22年度公共工事設計労務単価の概要及び労務単価をめぐる諸課題とそれに対する取り組みについて紹介します。

2 平成22年度公共工事設計労務単価の概要

平成21年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、農林水産省及び国土交通省は、平成22年度公共工事設計労務単価を決定しました (http://www.mlit.go.jp/report/press/sogol4_hh_000130.html)。このうち、主要12職種、10都道府県別の労務単価は、表1のとおりです。

また、51職種別、47都道府県別の労務単価について、前年度単価と比較すると、約3割の638区分で上昇し、約7割の1,600区分で低下しています(表2)。

平成21年度の建設投資額(見通し)は約42兆円と、平成12年度実績の66兆円から約4割減の水準に低下しており、また、建設就業者数は、平成21

表1 平成22年度公共工事設計労務単価(主要12職種)

(円/1日8時間当たり, 対前年度比(%))

	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	運転手(特殊)	運転手(一般)	型わく工	大工	左官	交通誘導員A	交通誘導員B
北海道	13,100:0.0%	10,800:-1.8%	8,900:0.0%	13,500:-2.2%	13,200:1.5%	13,200:-2.9%	11,100:-0.9%	13,100:-1.5%	13,500:-2.9%	14,300:-2.7%	8,200:1.2%	7,200:-1.4%
宮城県	14,800:-3.3%	11,300:-2.6%	8,900:-2.2%	13,400:-2.9%	15,900:-3.0%	16,100:-2.4%	14,400:-2.7%	17,100:-3.4%	14,900:-3.2%	15,600:-3.1%	8,100:1.3%	7,300:1.4%
東京都	17,200:1.8%	13,900:0.7%	11,100:1.8%	17,500:1.2%	17,800:-2.2%	17,200:-0.6%	14,400:-2.7%	17,000:-3.4%	19,000:-2.6%	18,100:-3.2%	9,600:1.1%	8,800:1.1%
新潟県	14,900:0.7%	12,500:0.8%	10,700:0.0%	14,000:-1.4%	15,500:1.3%	14,800:1.4%	13,400:1.5%	14,400:1.4%	15,000:-3.2%	14,600:0.7%	8,400:1.2%	7,800:1.3%
愛知県	17,200:0.6%	13,700:-0.7%	11,200:-2.6%	17,500:1.2%	16,200:-3.0%	17,100:0.0%	15,200:-3.2%	17,600:-3.3%	17,100:-3.4%	15,900:0.0%	9,300:1.1%	8,500:0.0%
大阪府	16,800:1.2%	13,500:0.7%	10,600:1.0%	17,900:-0.6%	16,600:0.0%	17,000:-2.3%	14,800:1.4%	17,000:-3.4%	16,200:-3.0%	15,600:-3.1%	8,300:1.2%	7,300:-2.7%
広島県	15,300:-3.2%	12,900:-3.0%	10,200:2.0%	15,200:-2.6%	15,500:-3.1%	14,900:-3.2%	13,300:-2.9%	15,000:-0.7%	15,500:-3.1%	14,500:0.0%	9,300:1.1%	8,400:1.2%
香川県	15,000:-3.2%	12,700:-3.1%	9,900:1.0%	14,500:-2.7%	14,500:-2.7%	14,800:-3.3%	13,000:-3.0%	14,200:-2.7%	15,500:-1.9%	15,000:-1.3%	8,500:1.2%	7,700:-2.5%
福岡県	15,400:-3.1%	12,300:-0.8%	9,300:-2.1%	14,600:-3.3%	14,500:-3.3%	14,400:-2.7%	12,500:-1.6%	14,500:-3.3%	14,900:-0.7%	14,700:1.4%	8,000:1.3%	7,300:-1.4%
沖縄県	16,300:-2.4%	12,300:-0.8%	9,200:1.1%	17,200:-3.4%	15,000:-2.0%	18,500:-2.6%	16,300:-2.4%	15,700:-3.1%	16,100:-3.0%	15,200:-1.3%	7,500:0.0%	6,700:0.0%
参考値 (全国単純平均)	15,426:-1.6%	12,636:-1.3%	9,904:-0.8%	15,526:-1.6%	15,511:-1.6%	15,702:-1.9%	13,934:-2.3%	15,662:-2.3%	15,915:-2.5%	15,445:-1.8%	8,474:0.2%	7,694:-0.5%

公共工事設計労務単価をめぐる諸課題と取り組みについて

表2 労務単価の前年度比の区分別内訳

単価が上昇した区分	638	(27%)
単価が変わらなかった区分 (新規設定区分を含む)	86	(4%)
単価が低下した区分	1,600	(69%)
計	2,324	(100%)

年平均で517万人と、平成12年平均の653万人から約2割減となっています。

近年、このように建設投資額が急速に減少する一方、就業者数の減少の割合が建設投資額のその割合と比べて小さいことなどの影響を受け、建設労働者の賃金支払い実態を調査し決定している公共工事設計労務単価は、総じて低下傾向にあります。

※出典：平成21年度建設投資額（見通し）は「建設経済モデルによる建設投資の見通し」（2009.10財建設経済研究所）、就業者数は、「労働力調査」（厚生労働省）より

3 労務単価をめぐる諸課題と公共工事設計労務単価のあり方検討会

労務単価をめぐる様々な課題が提起されており、労務費の実態をより適切に反映させる労務費調査の調査方法等について検討を進めるため、平成20年6月に「公共工事設計労務単価のあり方検討会（以下、検討会）」（座長：常田賢一 大阪大学大学院教授）を設置し、平成21年3月に労務単価のあり方について報告が取りまとめられました。

検討会では、労務単価に関する課題は、単に労務費調査の問題にとどまるものではなく、前述のように建設投資額が急速に減少することにより、価格競争が激化し、ダンピング受注が多発していることが着目されました。そして、ダンピングによる落札率の低下の影響もあって、下請け企業や労働者へしわ寄せが生じることで、労働者の賃金が下がり、その賃金の支払い実態を調査している

労務単価も低下し、その結果、予定価格も低下するといった、いわゆる負のスパイラルともいえるべき状況が重要な課題とされました。

そこで、検討会においては、労務費調査の調査方法のみならず、予定価格の設定から入札契約・施工といった公共工事の一連のプロセスを捉え、それぞれの局面における論点を整理し、労務費調査等の改善（資格審査の厳格化等）、積算の更なる適正化（実勢価格の適切な反映等）、入札契約の適正化（ダンピング対策の強化等）、元請下請関係の適正化（法令遵守の徹底等）、労働条件の確保・改善（基幹技能者の活用促進等）の5つの論点について対応策が取りまとめられました。

4 諸課題に対する取り組み

検討会の報告等を踏まえ、実施可能なものから順次取り組みが進められているところです。ここでは、平成20年度及び平成21年度公共事業労務費調査に係る改善点を中心に、公共工事設計労務単価をめぐる諸課題に対する取り組みについて紹介します。

(1) 公共事業労務費調査に係る取り組み

① 技能水準の審査の厳格化

技能労働者の技能水準を的確に評価するため、資格保有の義務づけがある5職種（電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士及び交通誘導員A）については、資格証明証等の写しの提示を求め、審査の厳格化を行っています。また、普通作業員、軽作業員、トンネル作業員及び交通誘導員Bを除いた職種については、原則として「相当程度の技能」を有することが必要と定義していることから、会場調査において個々の労働者の技能についてヒアリングによる調査を徹底しました。

② 請負契約による労働者（いわゆる一人親方）に関する説明の充実

請負契約による労働者には、経費を含んだ額が支払われています。経費については、公共工事の積算においては労務費と別途計上されることから、二重計上を防ぐために経費を明確に分離する必要があります。

このため、公共事業労務費調査では、請負契約による労働者は経費を分離し、賃金部分が把握できる場合に調査の対象としており、経費を分離するために必要となる資料について、調査の手引き等で明示することにしました。

③ 年金等受給の所得制限による調整がある労働者の取り扱いについて

老齢厚生年金及び高齢雇用継続給付を受給している労働者を対象とし、受給を証明する資料の提示を求め、受給状況を確認するとともに、受給に伴う賃金調整について調査を行ったところ、年金等の受給のために日当たり賃金を調整している労働者の標本が確認されました。これらの年金等の受給のために日当たり賃金を調整している労働者の標本については、公共工事設計労務単価の設定に用いる標本として不適切であると判断し、集計の対象外としました。

④ 棄却率改善に向けた取り組み等

審査において調査対象者のうち約4割に相当する標本が、「調査票への記入事項の根拠となる就業規則等の提示がない」、「週の所定労働時間が40時間以内であることの確認ができない」、「賃金台帳等に受領印が無いなど、賃金の受領を証明する書類がない」等の理由により棄却されています。このため、本調査の説明会において、厚生労働省担当部局から労働時間制度や就業規則、労働条件通知書、賃金台帳の調製等に関する労働基準関係法令の基本事項について説明し、周知を図っています。

また、上記のような棄却理由に該当する標本を提出した事業主に対しては、労働条件等の改善を

促すため、調査票の切り取り欄に書類等の不備状況等の棄却理由を記載し返却しています。

(2) 総合的な取り組み

労務単価に関する課題は、前述のように、公共事業を取り巻く負のスパイラルともいうべき状況の中で、労務単価が下落してきた点が重要となっています。このため、国土交通省では、直轄工事における低入札価格調査基準価格の引き上げ並びに地方公共団体への低入札価格調査基準価格の引き上げ及び事前公表から事後公表への移行の要請等、実効性の高いダンピング防止対策を行っています。また、建設労働者の約9割が下請企業で働いていることから、元請下請関係の適正化を図り、下請企業、労働者へのしわ寄せ防止のため、書面契約の促進、取締り、指導監督の強化、新たな下請け代金保全策の導入の検討及び下請見積りを踏まえた入札方式の試行を行うなど、総合的な取り組みを進めています。

5 おわりに

今後も公共事業のより適正な執行のため、労務単価の設定にあたっては、的確な建設労働者の賃金の実態把握に努め、より一層の調査方法の適正化に努めていく考えです。また、調査方法の適正化以外の様々な対応策についても、実施可能なものから関係機関と連携を図り、総合的な取り組みを講じていく所存です。

一方、労務費調査では、前述のとおり必要資料に不備や不足があった標本については、無効標本として棄却しています。建設現場における労働条件の確保はもちろんのこと、労務費調査にご協力いただいている方々の成果を活かすためにも無効標本を少なくしていきたいと考えているところであり、普段から就業規則や賃金台帳等の労働関係書類の整備をお願いする次第です。